

スポーツする身体のジェンダー ——トランスジェンダーとDSDアスリートに対する高校生の受容に関する研究

松下 千雅子 高島 亜理沙

1. はじめに

人間の性は、男と女のふたつである——ほとんどの人は、そのように思っているかもしれない。周囲を見渡せば、人がふたつの性に分かれて活動する領域は、私たちの身近にあふれている。教育の場では、かつては男女に分かれていたクラス名簿に男女混合名簿が用いられるようになったり、女子大が共学になったりして、男女の間の垣根は徐々に取り払われてきたように見える。しかし、トイレや更衣室、修学旅行の部屋割りが男女別になっていることに疑問を持つ人はほとんどいないだろう。学校に限らず、トイレ、更衣室、銭湯、温泉は一般的に男女別であり、女子トイレに男性が足を踏み入れたら不審者扱いされるだろうし、混浴の温泉は女性にとって入るのに少し勇気が必要かもしれない。男女に分かれている空間を侵犯するのは結構スキャンダラスなことだからだ。

スポーツもまたしかりで、「馬術などの一部の競技を除き、ほとんどのスポーツ競技では、アスリートは男女のどちらかに区分」(松宮, 2018, p.168)とされている。スポーツとトイレ、更衣室、銭湯、温泉との共通点は、どれも「身体」に関係している点だろう。身体に関わることについて男女の領域が隔てられているのは、男女の身体は本質的に異なっているという信念が根強くあるからである。例えばスポーツでは、女性の身体能力は男性よりも劣っており、男女混合で競技すれば男性が有利となるため、男女に分かれてスポーツするのが「フェア」なやり方となるのである。

ところが、人間の性はふたつではない、という事実から目をそらすことが最近では次第に困難になってきた。男として生まれたけれど今は女として生きている、またはそう望んでいる人。女として生まれたけれど今は男として生きている、またはそう望んでいる人。世界的には「トランスジェンダー」という性アイデンティティとして認知され、市民権を得つつある。しかし、日本ではトランスジェンダーよりも「性同一性障害 Gender Identity Disorder」の方が知られているかもしれない。性同一性障害とは、体の性と心の性が一致しないことで生き辛さを感じ、その状態を治療が必要な「障害」と捉える概念である。「トランスジェンダー」と「性同一性障害」が決定的に異なるのは、かたや

社会的に認知された、あるいは少なくとも認知されるべきアイデンティティであり、かたや病理化され治療の対象になっている点である。トランスジェンダーの人の中には自分のことを性同一性障害だと思っている人がいないわけではないが、すべてのトランスジェンダーが性同一性障害というわけではない。また、性同一性障害は病気というよりは社会から求められる性役割を担うことに対する違和感であるという観点から、最近では性同一性障害よりも「性別違和Gender Dysphoria」という名称が使用されるようになってきている。

トランスジェンダーの人たちが生きやすい世の中を作るために、これまで男女で明確に隔てられていた空間をどのように変えていくべきかが、現代社会の大きな課題となっている。たとえば文部科学省は2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」というガイドラインを发出し、性同一性障害だけでなく「いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般」に対する配慮を学校に求めた。そのなかで挙げられた支援の実例には、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称、体育または保健体育の授業、水泳、運動部の活動、修学旅行の部屋割りなどについての配慮が記されている。

トランスジェンダーの人たちの存在が可視化され、性アイデンティティのひとつとして認知されていく一方で、あまり可視化されないが、それでも人口の数パーセントの割合で確実に存在しているのがインターセックスの人たちである。インターセックスとは、生まれつき染色体や性器が典型的な男女の概念に区分できない状態を意味している。国際連合人権高等弁務官事務所 (United Nations Human Rights Office of the High Commissioner) が発行したファクトシートによると、人口の0.05%から1.7%の人がインターセックスの特徴を持って生まれてくるとされている。この中には、インターセックスの特徴が目に見えて確認できる人もいれば、思春期までインターセックスであることがわからない人もいる。そのため、インターセックスの状態をひとつの典型的な例にまとめることはできない。インターセックスの人たちが抱える大きな問題は、本人の意志に関係なく幼いうちに外科的手術を受け男女どちらかの性に身体を強制的に適合させられてしまい、その後遺症に生涯苦しめられることである。国連はこのことを重大な人権侵害と捉え、インターセックスの問題について啓発するためのウェブサイト (United Nations for Intersex Awareness) を2016年に立ち上げた (Intersex Day, 2016)。このような経緯から「インターセックス」という用語を目にする機会は英語圏において比較的増えつつあるが、この用語が身体の状態を正確に表すものではなく、また差別的な意味が含まれていることから、最近では性分化疾患 (Disorders of Sex Development) という医学用語が使われるようになってきている。また、

この状態を「障害」ではなく「差異」であるということを主張するために、Differences of Sex Development(以下DSD)という用語が使われる例も多くなってきている。

DSDやトランスジェンダーの人たちの人権に関する意識がこのように高まっていく中で、彼らがどのような形で男女別スポーツ競技に参加すべきかについての論争が次第に目につくようになってきた。男女別スポーツ競技は、生まれたときの性別と本人の性アイデンティティの間に齟齬がない「シスジェンダー」と呼ばれる状態を前提に行われているため、シスジェンダーでない身体を有するアスリートは、そこから排除される傾向にある。

このような排除の主な目的は、女子競技における公平性を保つことにある。これは、シスジェンダー女性の身体能力が、ホルモン治療を受けていないトランスジェンダー女性やDSDの女性に比べて劣るという考えに基づいている。反対に、DSD女性やトランスジェンダー女性を女子の競技に包摂することは、性的マイノリティの人権保護という倫理を重視する姿勢による。つまりDSD女性やトランスジェンダー女性の女子スポーツへの参加をめぐる問題は、公平性と倫理がコンフリクトするフィールドなのである。そしてまた、彼女らを包摂するか排除するかという議論は、最終的には〈女〉とは誰か、という根本的な問いに行き着くだろう。

こうした問題意識から、私たちはセクシュアル・マイノリティのスポーツ参加に関する研究を2017年度から行ってきた。研究方法として私たちが採用したのは、実証主義的であるとされる量的研究と、構成主義的であるとされる質的研究を組み合わせた混合研究法である。つまりそれは、定量調査と定性調査により得られたデータに基づきながら、「〈女〉とは誰か」、「公平性とは何か」、「倫理とは何か」という哲学的な問いについて考え、アクチュアルなもの理論との融合を図る作業であった。本論文では、この研究に付随して行った質的研究の成果の一部を報告する。

2. 背景

来田(2018)によると、女性選手のスポーツ参加が増加した1930年後半から、オリンピックなどの競争的でハイレベルな国際大会において、「女性に扮した男子選手を排除」(p.150)するために、男女間の線引きを明確にする数々の工夫がなされてきた。女性アスリートが紛れもなく女性であることを証明するための「性別確認検査」が初めて実施されたのは、イギリス女子陸上競技連盟による1948年の検査であるとされている。その後、1966年にヨーロッパ陸上競技選手権大会が行われた際には、女性選手は検査のために医師を前に

「裸で行進」(Buzuvis, 2013, p.59; Reeser, 2005, p.696)することを求められ、大きな屈辱を味わった。これを受け、国際オリンピック委員会(International Olympic Committee: 以下IOC)は1968年のグルノーブル冬季大会で、口腔粘膜から性染色体を採取し検査するという方法を「試験的に実施」(来田, 2018, p.150)し、後に正式な検査方法として採用した。しかし、この検査方法では誤診断が発生したほか、「スポーツには何ら影響を与えない」(来田, 2018, pp.150-151)のような症例に対応できないため、基準とするには不十分で不正確であるという指摘が相次いだ。1980年代にかけては、「国際的なムーブメントが検査の廃止を強く求め」(来田, 2018, p.151)るなど、女性選手の人権保護の機運が高まり、スポーツ大会における性別確認検査がより大きな問題として捉えられるようになった。この状況に呼応して、性染色体による検査は1992年に国際陸上競技連盟(International Association of Athletics Federations: 以下IAAF)によって廃止された。IOCはというと、同年にポリメラーゼ連鎖反応(PCR)法に検査方法を切り替え、性別確認検査の「精確性」(来田, 2018, p.151)を増すことに注力する方針をとるようになった。しかし、女性選手全体に対する一律検査が1999年に廃止されてからは、「疑義事例が発生した際」(来田, 2018, p.151)にのみPCR法による個別検査が運用されることになった。

この「疑義事例」のひとつが南アフリカ代表の女子陸上選手であるキャスター・セメンヤのケースである。セメンヤ選手は2009年に世界陸上競技選手権大会の女子陸上競技800M走で金メダルを獲得した際にIAAFにより疑義をかけられ、競技会への出場停止処分を受けたことで、「世間からの批判とパーソナルでプライベートな問題に対する好奇の眼差しに晒された」(Buzuvis, 2013, p.60)。この事件に対処する過程において、性別確認検査ではジェンダーの複雑な仕組みに対応できないことが明確になり、性別確認検査に代わり高アンドロゲン症検査が導入されることとなった。この検査は、身体の筋肉量に影響するとされる男性ホルモン(テストステロン)が体内で生成される量を測るものであった。2011年にはテストステロン値が一般的な男性の下限(10nmol/L)を越えないことが女子競技への参加資格としてIOC、IAAF双方により規定された(谷本&高島, 2017)。そして翌2012年には、女子選手への高アンドロゲン症検査がIOC医事委員会などからの要請に応じて適宜行われることが決定した。

この規定は2014年にはインドのデュティ・チャンド選手に適用され、テストステロン値が上限以上であることを理由にチャンド選手に出場資格停止が言い渡された。しかし、当時の規定はテストステロンが「どのように競技力に影響するか」という科学的根拠も明確には示されて」(来田, 2018, p.151)いないと批判された。そのような恣意的な基準に基づく資格停止を不服としたチャ

ンド選手がスポーツ仲裁裁判所に訴えを起こしたことで、テストステロンの上限値を定めたIAAFの規定は2年間差し止められることになった。しかし、IAAFは2018年4月に再びDSDを持つ女性アスリートに対してテストステロン値の上限を定める発表をし、今回は「特定のDSDを持つアスリートの体内にある高レベルの内因性テストステロンがスポーツ・パフォーマンスを有意に高め得ることについて、検証されたデータとフィールドからの証拠により支えられた幅広い医学的・科学的合意がある」(IAAF, 2018 April 26)と主張している。

以上のように、性別によるカテゴリー分けは、エリート・スポーツの大会を中心に、断固たる姿勢で行われてきた。井谷(2018)は性別確認検査の歴史を踏まえ、「どのような科学的な方法を使っても明確に男女の線引きをすることはできない」とし、「無理やり線引きを行うと、『競技の平等・公正』を確保するどころか[...]深刻な人権侵害を引き起こす」(p.170)と警告している。性別カテゴリーのない種目や包摂的なスポーツ環境を整えるための個別のムーブメントがある一方で、カテゴリー分けを推し進める方針が権威あるスポーツ大会運営の主流であり続けることは、「スポーツが性に基づく不平等の土台となる性別二元制を温存している、とされる理由の一つ」(来田, 2018, p.150)と言われている。しかし、女性のために「公平」で安全なスポーツ環境を整えるためには、何らかの基準が必要不可欠であるとする考えは未だ根強く、解決に至らない状況を作り出している。

3. 先行研究

DSD女性やトランスジェンダー女性の女子競技への参加に関するこれまでの研究は、主に次の3つに分けられる。ひとつは、IOCやIAAFが行ってきた性別確認検査やガイドライン策定に関する歴史的な考察(Glazer, 2012; Heggie, 2017; Reeser, 2005; Teetzel, 2017; 飯田, 2013; 井谷, 2018; 井谷&来田, 2016; 来田, 2012; 来田, 2018)、次にトランスジェンダーやDSDのスポーツ選手の事例紹介や語りを用いたナラティブ分析(Carroll, 2017; Pieper, 2017; Vilain, et. al., 2017)、最後にスポーツ関連学部にも所属する大学生やスポーツ指導者に対してセクシュアル・マイノリティについての知識の有無を調査した量的研究(藤山, et. al., 2014; 飯田, et. al., 2016; 来田, ed., 2018)である。

これらの研究は、スポーツとセクシュアル・マイノリティに関わる問題点を明らかにして、それについて考える契機を与えるという点において大きく貢献しているといえる。しかしながら、こうした問題点は、それを生じさせる原因

となる個人の価値観と関連付けて示すことができなければ、解決に向けての糸口を見出すことは困難だといわざるをえない。したがって、DSD女性やトランスジェンダー女性への態度が変化しうる条件を明らかにすることが、今後の研究では求められている。

4. グループ・ディスカッション

4.1 研究目的

本研究ではトランスジェンダーとDSDのアスリートの受容に焦点をあてた質的研究を行うことで、どのような価値観が、非シスジェンダーの選手に対する包摂的／排除的姿勢の要因となっているのかを明らかにすることを目的とした。私たちが本研究と並行して行った同じテーマの研究では、大学生に対しての定性調査と定量調査を実施したが、本研究では調査対象者を高校一年生とし、スポーツという身近な活動の中で若い世代がセクシュアル・マイノリティの問題をどのように考えているかを探った。

4.2 研究倫理

本調査は、人を対象とする研究の倫理的原則をまとめたヘルシンキ宣言 (World Medical Association, 2001) を遵守して行った。調査の前に、本調査が研究のためだけに使用されること、調査結果は論文や発表の形で公表される可能性があること、その際、個人が特定されることがないように十分配慮するつもりであること、調査の途中や終了後に参加を自由にキャンセルできることを口頭で説明し、同じ説明を記した調査協力承諾書に署名してもらった。

4.3 質的データ

本調査では、東海エリアの高校で総合学習の一環としてセクシュアル・マイノリティについてリサーチしていた高校1年生6名(男性2名、女性4名)に対して、2018年7月31日にグループ・ディスカッションを行った。実施時間は約20分間とし、研究参加者のうちのひとりが司会者となり、自由に話し合ってもらった。ディスカッションは音声デバイスと映像デバイスの両方を用いて記録し、音声データは東京反訳株式会社にテープ起こしを依頼した後で、私たちが点検と修正を行った。

4.4 分析方法

グループ・ディスカッションで得た質的データについて、構成主義的グラウンデッド・セオリー・アプローチ(シャーマズ, 2011)の手法を用い、研究参加者

の会話のやりとりのなかで構築されていく意見を考察した。構成主義的グラウンデッド・セオリーは「どのような理論的表現も、研究対象となる世界の解釈的な描写であり、そのありのままの像ではないという明確な前提」(p.14, 傍点はシャーマズ)に立ち、「自身が研究する世界とデータの一部」(p.14)として研究者の主観や先入観が織り込まれていることを念頭に置いて分析をする方法である。提唱者のシャーマズによると、「データと分析はともに研究参加者やその他のデータ源と共有された経験や関係によってつくられる」(p.140)がゆえに、「結果として出てくる理論そのものもひとつの解釈である」(p.140)と理解されている。したがって、本研究で得た結果は、ある現象に対する「ただひとつの真実」ではなく、「ひとつの解釈」として理解されるべきものとなる。

構成主義的グラウンデッド・セオリーでは、データの分析は以下のようなプロセスで行われる。

- (1) 初期段階のコード化
- (2) 焦点化のためのコード化
- (3) 理論的コード化
- (4) メモの作成
- (5) カテゴリーのクラスター化
- (6) 理論的サンプリングから理論的飽和

4.5 研究成果

本研究では、質的データに対して初期段階のコード化、焦点化のためのコード化を行い、プロセスの途中段階である理論的コード化により、以下の3つの理論的カテゴリーを得ることができた。

公平性

トランスジェンダー女性やDSDの女性を女性スポーツに包摂するか排除するかは、スポーツにおける公平性をどの程度重視するかによって異なる。一般的な理解では、スポーツは「平等とかがすごい重視される」(II. 9-10)世界であり、「公正が絶対条件」(I. 25)である。しかしながら、大会の規模や競技レベルにより、公平性をどこまで重要と考えるかは異なっている。たとえば「オリンピックとかそういう本当に勝つ・負けるが重要視される」(II. 30-31)フィールドでは、トランスジェンダー女性やDSD女性を女性部門から排除して公平な競技環境を整えるべきである。また「高校生の大会」(I. 99)など真剣に競技を行う場でも、「公平な環境」(I. 102)が必要である。逆に、「体育祭とか球技大会」(I. 28)などの「学校内のこと」(I. 80)であれば、非シスジェンダーの人の「心の問題の方を重視」(I. 28)するべきで、「それ[DSD]で勝ってずるいとか言う人は、そんなにいない」(I. 80-81)だろう。

スポーツの目的

公平性の重要度は、スポーツを行う目的による。スポーツをする際、「遊び程度のチーム分け」(I. 111)であれば、公平性はそれほど重要ではない。反対に、「みんなが本気になっちゃうところ」(I. 112)では公平な環境は非常に重視される。非シスジェンダーの選手を包摂するか排除するか、ホルモン治療をすべきかどうかは、スポーツに対する真剣さの度合いによって左右されている。公平性もまた、スポーツを真剣に行うのか遊びで行うのかによって、重要度が異なってくる。

自然な身体

トランスジェンダーの選手やDSD女性の選手のスポーツ参加について考える際、彼らの身体が「生まれつき」(I. 7)のものかどうかは重要な点である。DSD女性の場合、男性ホルモンの量が多いのは「天から授かったもの」(I. 41)なので、「しょうがないかな」(I. 48)という気がするし、「薬とかで抑えるのは、ちょっと本人にも不公平」(I. 44)であると感じる。反面、DSD女性はシスジェンダー女性に比べて「元から有利な状態」(I. 64)にあるので、「ずるいかなと思っちゃう」(I. 47)し、一緒に戦うシスジェンダー女性が「かわいそうすぎる」(I. 65)。DSD女性がそのような状況で勝ったとしたら、「批判」(I. 70)は免れないだろう。

対照的に、トランスジェンダーについては、ホルモン治療をすることは自然なこととはみなされず、「高校生ならホルモン治療なし」(I. 103)で「元の性別」(II. 95, 97, 99)で試合に参加すべきである。生まれた性別と異なる性でスポーツに参加すると、周囲から「何か変だな」(II. 108-109)と思われたり「注目を浴びたり」(I. 100)してしまい、「差別」(I. 7)や「偏見」(I. 94)を助長することになりかねない。

4.6 考察：「普通であること」の呪縛

以上3つの理論的カテゴリーから、トランスジェンダーやDSDの選手のスポーツ参加について、研究参加者がどのような価値観から包摂的または排除的な態度をとっているかが見えてきた。まずスポーツにおける〈公平性〉を考えた際、スポーツに対して真剣になるほど公平性が求められ、遊びの要素が強ければ公平性を多少犠牲にしてもセクシュアル・マイノリティ当事者の気持ちが優先される傾向にあることが明らかになった。

次に、スポーツでの公平性を、それが誰にとってのものかという視点に立つて考えた場合、シスジェンダーの選手と非シスジェンダーの選手にとっての〈公平性〉は異なるものであることがわかった。シスジェンダー女性の選手の側に立てば、トランスジェンダー女性やDSDの女性がホルモン治療を受けず

に女性の競技に参加するのは不公平であるし、トランスジェンダー女性やDSDの女性の側に立てば、ホルモン治療を義務付けられるのは不公平だということになる。このように立場が異なる関係において、両者にとっての〈公平性〉は相反するものであり、両立することが困難であるという認識が共有されているが、全員が納得する答えは出なかった。このようなディスカッションの流れを踏まえると、スポーツイベントにおいて、〈公平性〉は決して普遍的なものではなく、むしろ社会的に構築された恣意的なものであると結論づけられるだろう。

シスジェンダーと非シスジェンダーの間の相違に加えて、トランスジェンダーの人とDSDの人に対する考え方にも差異が見られた。それは研究参加者が「生まれつきの状態」を自然な身体として捉え、それを重視していることによるものであった。DSD女性のように男性ホルモンの量が多いことがその人にとって自然な状態であれば、その人は女性であると認められ、女性スポーツへの参加が(たとえ渋々であったとしても)容認される。他方、トランスジェンダーのようにホルモン治療などで元の性を変えることに対して研究参加者が否定的であるのは、それが自然に反していると考えられているからである。こうした議論では、〈公平性〉と同様に、〈女〉であることの定義も問い直す必要があるだろう。しかし、それに関わらず、研究参加者にとって「自然な身体」とは、二項対立的にジェンダー化された男の身体もしくは女の身体であり、余計な批判や注目を集めることのない身体として理解されていた。逆に、異なるジェンダーに自己同一化するトランスジェンダーの身体は、スキャンダラスであるゆえに、隠しておくべきものであるという考えが浮かび上がった。

しかしながら、トランスジェンダーの高校生は元の性別でスポーツすべきだと考えるのは、研究参加者が差別的であるからということではなく、スキャンダルになった場合、本人にそれを「受け止められるほどの心理能力」(I. 109)がないと想定してのことであり、セクシュアル・マイノリティの気持ちを配慮していることが見てとれた。こうした配慮の背後にあるのは、「普通じゃない」(I. 34)ことへの恐れと、彼ら自身を含めて高校生の心は弱いものであるという認識である。先述したように、文部科学省はセクシュアル・マイノリティの生徒に対する配慮を求めているが、そうした配慮よりもむしろ「普通であること」への呪縛から高校生たちを開放しない限り、学校でセクシュアル・マイノリティ当事者がクローゼットから出てくることは難しいし、周囲の受け入れも進まないのではないだろうか。スポーツは身体を使うものであるがゆえに、セクシュアル・マイノリティの身体が可視化されやすいと同時に、当事者をクローゼットに閉じ込める原因ともなりうる。今後の研究では、本研究で明らかにした「普通であること」の呪縛が高校生特有のものであるのかそうではないのかを、スポーツとの関連においてさらに探っていく必要があるだろう。

5. ディスカッション

先に述べたように、2018年4月、IAAFは、DSDを有する女性アスリートは、2018年11月1日以降、特定の陸上競技において、女子の試合への出場資格を得る前に投薬によってテストステロンレベルを下げる必要があると発表した（IAAF, 2018 April 23）。これに先立ち2016年のリオデジャネイロ・オリンピックでは女子800M走でセメンヤ選手が優勝していた。DSDのために高レベルのアンドロゲンを体内で生成すると言われているセメンヤ選手は、シスジェンダー女性よりも身体的に有利な立場にあるとされ、彼女の活躍は、スポーツにおける公平性とマイノリティの人権という異なる二つの観点から多くの論争を招いてきた。今回のIAAFの決定はセメンヤ選手を狙い撃ちしたような印象を与えるものであるがゆえに、「性差別的、人種差別的、非倫理的で、悪い科学に基づくものだ」（Shalala, 2018）と厳しく批判されている。こうした論争からは、シスジェンダーでない選手に対する包摂と排除が、スポーツ競技において依然として問題になっていることがわかる。

IAAFによる決定に代表される排他的な姿勢は、女性の身体能力が男性に比べて劣っているという本質主義的な信念に依拠している。これは、シスジェンダー女性の権利の尊重と身体の保護を目的とするものであるゆえに、フェミニズム的であると言える。学校の運動会からオリンピックに至るまで、スポーツを男女別に行うことが「フェアプレイ」のための基本的条件であると見なされていることも、身体に対するこうした本質主義的理解があるからである。反対に、IAAFによる排除の姿勢を批判し、インターセックスやトランスジェンダー女性の人権を尊重して包摂を求める声は、身体能力の差異をジェンダー差としてではなく個人差として捉え、多様性を重んじる構築主義的でクィア的な姿勢からきていると言える。第三波フェミニズム以降、フェミニズムとクィアは、インターセクショナリティ（アイデンティティの交差）を重視して手を携えるように発展してきたが、インターセックス女性やトランスジェンダー女性が女子のスポーツ競技に参加することの是非をめぐる論争は、スポーツにおける「女性」の定義をめぐり、二者の間にコンフリクトがあることを表面化する契機になったと言えるだろう。

インターセックス女性やトランスジェンダー女性の女子スポーツへの参加をめぐる問題の本質を明らかにするためには、〈女〉とは誰か、〈公平性〉とは何かを問うことが重要であることは、先に述べたとおりだが、これらの問いに対する答えは、フェミニズムとクィアのいずれの見地に立つかによって異なるだろう。同時に、真剣なのか遊びなのかというスポーツへの関わり方や、高校生の発言に現れていた「普通であること」の呪縛からも影響されると考えられる。このような個人の政治的姿勢（フェミニズム vs クィア；本質主義 vs

構築主義)、「普通」の概念、そしてスポーツへの関わり方が、セクシュアル・マイノリティに対する包摂と排除の間で各々が取る態度にどのような影響を及ぼしているかを明らかにすることが、私たちの今後の課題である。それゆえ、これからの研究では、以下の点がリサーチクエストとなりうるだろう。

- (1) フェミニズム的な「公平性」とクィア的な「公平性」の差異は、「女」とは誰かという問いと、どのように関連しているか？
- (2) 「普通であること」の呪縛は、スポーツのパフォーマンスにどのような影響を与えるか？
- (3) スポーツへの関わり方において、シスジェンダーとセクシュアル・マイノリティの間で違いはあるか？あるとしたら原因は何か？

今後は、以上のような問いに答えることで、スポーツにおけるジェンダーの研究にとどまらず、インターセクショナルな問題全般に対して当事者性とポリティカル・コレクトネスがもたらす影響に切り込んでいくような視点を提供し、ジェンダー研究のあり方そのものをも問い直すような研究を目指したい。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP16K13136の助成を受けたものである。

References

- Buzuvis, E. E. (2013). Transsexual and intersex athletes. In M. L. Sartore-Baldwin (Ed.), *Sexual minorities in sports: Prejudice at play* (pp. 55–71). Boulder, CO: Lynne Reinner Publishers.
- Carroll, H. J. (2017). Including transgender students in United States' school-based athletics. In E. Anderson & A. Travers (Eds.), *Transgender athletes in competitive sport* (pp. 143–155). New York: Routledge.
- Glazer, S. (2012). Sporting chance: Litigating sexism out of the Olympic intersex policy. *Journal of Law and Policy*, 20(2). Retrieved from <https://brooklynworks.brooklaw.edu/jlp/vol20/iss2/13>
- Heggie, V. (2017). Subjective sex: Science, medicine and sex tests in sports. In E. Anderson & A. Travers (Eds.) (pp. 131–142).
- International Association of Athletics Federations. (2018, April 23). Eligibility regulations for the female classification (Athletes with differences of sex development).
- International Association of Athletics Federations. (2018, April 26). IAAF introduces new eligibility regulations for female classification. Retrieved from <https://www.iaaf.org/news/press-release/eligibility-regulations-for-female-classifica>

Intersex Day. (2016, November 10). United Nations for intersex awareness. Retrieved from <https://intersexday.org/en/unfe-intersex-awareness-2016/>

Pieper, L. P. (2017). Advantage Renée?: Renée Richards and women's tennis. In E. Anderson & A. Travers (Eds.) (pp.13-22).

Reeser, J. C. (2005). Gender identity and sport: Is the playing field level? *British Journal of Sports Medicine*, 39(10): 695-699.

Shalala, A. (2018, April 28). IAAF female classification rules slammed as "blatantly racist." *ABC News*. Retrieved from <https://www.abc.net.au/news/2018-04-28/critics-say-iaaf-testosterone-rules-blatantly-racist/9706744>

Teetzel, S. (2017). Athletes' perceptions of transgender eligibility policies applied in high-performance sport in Canada. In E. Anderson & A. Travers (Eds.) (pp.68-79).

United Nations Human Rights Office of the High Commissioner. Fact sheet: Intersex. Retrieved from <https://www.unfe.org/wp-content/uploads/2017/05/UNFE-Intersex.pdf>

United Nations Human Rights Office of the High Commissioner. United Nations for intersex awareness. Retrieved from <https://www.unfe.org/intersex-awareness/>

Vilain, E., Betancurt, J. O., Bueno-Guerra, N., & Martinez-Patiño, M. J. (2017). Transgender athletes in elite sport competitions: Equity and inclusivity. In E. Anderson & A. Travers (Eds.) (pp.156-170).

World Medical Association. (2001). World Medical Association Declaration of Helsinki. Ethical principles for medical research involving human subjects. *Bulletin of the World Health Organization*, 79(4), 373-374. Retrieved from <http://www.who.int/iris/handle/10665/268312>

藤山新 et.al. (2014). 体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果. 『スポーツとジェンダー研究』12: 68-79.

飯田貴子. (2013). 身体能力における性差再考: スポーツ・パフォーマンスを中心に. 女性学講演会. 16: 1-20.

飯田貴子 et.al. (2016). 体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果 第2報: 性別、LGBTの知人の有無、競技レベルに着目して. 『スポーツとジェンダー研究』14: 21-32.

井谷聡子. (2018). 二つの性に分けられぬ身体. 飯田貴子・熊安貴美江・来田享子編『よくわかるスポーツとジェンダー』. 170-171.

井谷聡子・来田享子. (2016). スポーツとセクシュアリティ. 日本スポーツとジェンダー学会編『データでみる スポーツとジェンダー』. 八千代出版: 東京, 150-175.

松宮智生. (2018). 性を変えたアスリート. 飯田貴子・熊安貴美江・来田享子編『よくわかるスポーツとジェンダー』. 168-169.

文部科学省. (2015, April 30). 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について. Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

来田享子. (2012). 指標あるいは境界としての性別: なぜスポーツは性を分けて競技するのか. 杉浦ミドリ・建石真公子・吉田あけみ・来田享子編『身体・性・生: 個人の尊重とジェンダー』. 尚学社: 東京, 41-71.

来田享子. (2018). 性別確認検査. 飯田貴子・熊安貴美江・来田享子編『よくわかるスポーツとジェンダー』. 150-151.

来田享子編. (2018). スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究: 第一報. 日本体育協会.

シャーマズ, K. (2011). 『グラウンデッド・セオリーの構築: 社会構成主義からの挑戦』. 抱井尚子・末田清子監訳. ナカニシヤ出版. [Charmaz, K. (2006). *Constructing grounded theory: A practical guide through qualitative analysis*. London: Sage]

谷本千雅子・高島亜理沙. (2017). トランスジェンダーおよびインターセックスのスポーツ大会への参加条件緩和肯定度: 「虹色どまんなかパレード2016」におけるアンケート調査. 『スポーツとジェンダー研究』15: 6-21.